

# 第3編 林道編

## 第1章 林道工事

### 第1節 適用

1. 本編は、林道工事における材料及び施工について適用するものとする。
2. 林道工事の施工については、本編に定めるもののほか、**第1編共通編**の規定によるものとし、これらに特に定めのない事項については、**岡山県土木工事共通仕様書 第8編道路編**の規定に準ずるものとする。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類（最新版）によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督員に確認を求めなければならない。

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 日本林道協会      | 林道規程 ー運用と解説ー            |
| (2) 日本林道協会      | 林道必携 技術編                |
| (3) 日本林道協会      | 森林土木構造物標準設計 擁壁編         |
| (4) 日本林道協会      | 森林土木構造物標準設計 橋台編         |
| (5) 林業土木コンサルタンツ | 森林土木構造物標準設計 コンクリート管技術資料 |
| (6) 日本道路協会      | 簡易舗装要綱（昭和54年版）          |

### 第3節 切土工

#### 1-3-1 適用

切土工の施工については、本節に定めるもののほか、**第1編 3-3-3掘削工**の規定によるものとする。

#### 1-3-2 一般事項

1. 受注者は、切土については、原則として上部から行うものとし、切土の安定を著しく損なう土質、切土のり面勾配の変更を要する土質又は湧水若しくは埋設物等を発見した場合には、ただちに監督員に報告して指示を求めなければならない。
2. 受注者は、切取のり面については、安定を損なう凹凸、湾曲等がないよう仕上げなければならない。
3. 受注者は、切取のり面については、切り過ぎたときは、所定のり面勾配と同等又はそれ以上に仕上げるなどの処理をしなければならない。
4. 受注者は、切取のり面については、土質の種類等によりり面勾配の変移する箇所の取付けは、なじみよくすり付けなければならない。

### 第4節 植生工

#### 1-4-1 適用

植生工の施工については、本節に定めるもののほか、**第1編 第3章 第17節植生工**の規定によるものとする。

#### 1-4-2 生育判定調査

受注者は、植生工の施工後、緑化目標の達成を確認するための生育判定調査及び緑化目標の達成に必要な措置について、特記仕様書の定めるところによらなければならない。

### 第5節 排水施設工

#### 1-5-1 適用

側溝工、プレキャストカルバート工、コルゲートフリューム工、集水ます工、地下排水工その他排水施設工の施工について、本節に特に定めのない事項は、**第1編 第3章 第10節菅きょ工**及び**第11節水路工**の規定のほか、**岡山県土木工事共通仕様書 第8編 第1章 第9節カルバート工、第10節排水構造物工（小型水路工）**及び**第8編 第2章 第5節排水構造物工（路面排水工）**の規定に準ずるものとする。

#### 1-5-2 側溝工

1. 受注者は、所定の法線に従って施工しなければならない。
2. 受注者は、素掘り側溝は、所定の形状寸法で、通りよく仕上げなければならない。
3. 受注者は、植生工による側溝は、**本条2項**の素掘り側溝の規定及び**第1編 第3章 第17節植生工**の規定に準じて施工しなければならない。

#### 1-5-3 横断溝

1. 受注者は、横断溝の流下方向に地形や勾配に応じ、路面水等が自然流下する縦断勾配を設けなければならない。
2. 受注者は、横断溝蓋は、本体と路面に段差が生じないように施工しなければならない。

#### 1-5-4 現場打カルバート工

1. 受注者は、均しコンクリートの施工に当たっては、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、足場の施工に当たって、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法その緊結方法に注意して組立てなければならない。また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置するものとする。
3. 受注者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。

#### 1-5-5 洗越工

1. 受注者は、基礎部の施工に当たって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、常水の流心位置が設計図書と異なる場合は、監督員と協議しなければならない。

3. 受注者は、洗越工の端部の施工に当たっては、路面となじみ良く仕上げなければならない。

#### 1-5-6 呑口工及び吐口工

1. 受注者は、呑口工及び吐口工の施工に当たり、根入れ各部の前面を十分に埋戻し、締固めなければならない。
2. 受注者は、背面の埋戻し又は盛土が溝きよの基礎となる箇所については、他の部分と同様に均等地盤支持力が得られるよう十分に締固めなければならない。
3. 受注者は、翼壁形の呑・吐口工の前面埋戻しに当たり、背面の埋戻し又は盛土と同時に行わなければならない。

#### 1-5-7 流木除け工及び土砂止め工

受注者は、流木除け工及び土砂止め工については、**本節 1-5-6 呑口工及び吐口工**の規定に準じて施工しなければならない。特に、袖の取付け部は、前面、背面ともに十分埋戻し、締固めなければならない。

#### 1-5-8 流末工

受注者は、流末工に水叩工を設ける場合は、流下水の流心を基準として、接続する流路等になじみよく取付けなければならない。

#### 1-5-9 のり面排水工

受注者は、のり面排水工の施工に当たっては、各工法に応じて、側溝、溝きよ、地下排水工の規定に準じて施工しなければならない。

### 第6節 道路付属施設工

#### 1-6-1 適用

防護柵工、標識工、境界杭設置工、区画線工、視線誘導表設置工その他道路付属施設工の施工については、**岡山県土木工事共通仕様書 第8編 第2章 第8節防護柵工、第9節標識工、第10節区画線工** 及び **第12節道路付属施設工** の規定に準ずるほか、本節の規定によるものとする。

#### 1-6-2 一般事項

1. 受注者は、道路付属施設については、設計図書に基づいて施工するものとし、障害物がある場合などは監督員と協議しなければならない。
2. 受注者は、林道付属施設工の施工に当たっては、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令及びこれらに係る基準等によらなければならない。

#### 1-6-3 路側防護柵工

受注者は、駒止めを設置する場合は、路側擁壁等と緊結しなければならない。

#### 1-6-4 標識工

1. 受注者は、支柱建て込みについては、標示板の向き、角度、標示板との支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。
2. 受注者は、支柱建込み及び標識板の取付けについては、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないように努めなければならない。

### 第7節 擁壁工

#### 1-7-1 適用

擁壁工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第8編 第1章 第7節擁壁工](#)の規定に準ずるほか、本節の規定によるものとする。

#### 1-7-2 一般事項

1. 受注者は、擁壁工の床掘り、埋戻し及び擁壁本体の施工中は、基礎地盤又は施工に障害となる地表水、地下水等を排除しなければならない。
2. 受注者は、擁壁工の水抜きは、特に指定されない限り、擁壁背面の水量に応じて壁面積2～5㎡当たり1箇所の割合とし、壁前面に2%程度の勾配を付け、原則として下層部を密にした千鳥状に配置しなければならない。
3. 受注者は、擁壁工の伸縮目地は、特に指定されない限り、コンクリートブロック擁壁及び無筋コンクリート擁壁で延長10m程度以内、鉄筋コンクリート擁壁で延長15～20m以内に1箇所の割合で設けなければならない。なお、鉄筋コンクリート擁壁の鉛直打継目は延長10m程度以内に設けるものとする。
4. 受注者は、鉄筋コンクリート造の擁壁には、伸縮継目のほぼ中間にひび割れ誘発目地を設けなければならない。ひび割れ誘発目地は、壁前面に鉄筋のかぶりの範囲内で10～20mm程度のV字形の切れ目を付けるものとし、鉄筋は連続させておかなければならない。

#### 1-7-3 コンクリートブロック擁壁工

コンクリートブロック擁壁工の施工については、[第1編 第3章 第6節石・ブロック積\(張\)工](#)の規定によるほか、次の各号によるものとする。

- (1) 受注者は、ブロック擁壁の丁張は、ブロック積前面及び裏込め背面に設置し、練積の場合は、必要に応じて裏込めコンクリートの背面にも設置しなければならない。
- (2) 受注者は、裏込礫の天端には、天端コンクリートを設けるか又は30cm程度の透水性の低い土により遮水層を設けるものとする。また、基礎部については、水の浸透による影響を防止するため埋め戻し線の下部に不透水層を設け水抜を設置しなければならない。

#### 1-7-4 現場打擁壁工

現場打擁壁工の施工については、[第1編 第3章 第4節無筋・鉄筋コンクリート](#)の規定によるものとする。

#### 1-7-5 かが擁壁工

かが擁壁工の施工については、[第1編 第3章 第7節鉄線かご工](#)の規定によるものとする。

#### 1-7-6 鋼製擁壁工

1. 受注者は、主構フレームと底版フレームとの結合に当たっては、主構フレームのネコアングルの背面と底版フレームのアングルの背面が接するようにして、所定の位置への据付け後ボルトで結合しなければならない。
2. 受注者は、壁材の取付けに当たっては、中心部から両側に行うものとし、壁材わく金物の一端を主構ポストのフランジにかみ込ませ、次にエキスパンドメタル中心部を湾曲方向に押しながら、主構ポスト他端のフランジに片方のわく金物をはめ込まなければならない。
3. 受注者は、壁材の取付け完了後、両わく金物のすき間にディスタンビーを入れ、片面より高力六角ボルトを通し、座金は1枚ずつわく金物外面に当て、強く締付けなければならない。
4. 受注者は、主構ポスト頂部間を結合する笠木の取付けに当たっては、亜鉛メッキ普通ボルトを使用し、丁寧に締付けなければならない。

#### 1-7-7 簡易鋼製土留擁壁工

簡易鋼製土留擁壁工の施工については、[第1編 第3章 第8節簡易鋼製土留壁工](#)の規定によるものとする。

#### 1-7-8 補強土壁工

補強土壁工の施工については、[岡山県土木工事共通仕様書 第3編 2-15-3補強土壁工](#)の規定によるほか、[本仕様書 第1編 3-21-2一般事項](#)の規定に準ずるものとする。